

第2章

-
1. いじめの未然防止
 2. いじめの早期発見
 3. いじめへの対応
-

いじめ問題の取組に当たっては、特定の教職員が抱え込んだり、いじめを単なるけんかとして表面的にとらえたりすることなく、校長のリーダーシップの下、教職員間が一致協力して組織的に未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を図ることが重要である。

本章では、いじめを許さない学校づくりを基盤にした具体的な取組について示すとともに、いじめの未然防止、早期発見の在り方やいじめられている子どもの気持ちに配慮した学校体制の在り方などについて取り上げる。

1 いじめの未然防止

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

いじめのない
学校を目指して

子どもが、いじめのない学校で、安心して生き生きと生活するためには、いじめが発生しづらい学校の風土づくりが重要である。教職員は、あらゆる教育活動を通して、他人を思いやる心や正義感を大切にする心など、子ども一人一人に豊かな人間性をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりに努めなければならない。

また、教職員は日々子どもと向き合う中で、子どもの様子をつぶさに見取り、一見何気なく見えることでも、普段との違いや子どもの小さな変化を見抜く鋭い感性も求められる。

いじめを未然に防止するために、家庭や地域社会と一層連携していくことが必要となってくる。

いじめの未然
防止に向けて

【いじめ未然防止の観点から豊かな人間性をはぐくむ】

- ・生命尊重や人権の尊重
- ・道徳性や倫理観の育成
- ・正義感や規範意識の醸成
- ・自主性や協調性の育成
- ・判断力や自浄力の育成

いじめを決して許さない
学校づくりに向けて

いじめを決して許さない学校づくり

こうした力を子ども一人一人にはぐくむことで、いじめはどんなことがあっても許されない行為であるという認識をもたせることが必要であるが、平成19年に本市が実施した調査の「いじめについての認識」では、次のような実態が見られた。

本市における「いじめについての認識」

平成19年実施

設問) あなたは、いじめについてどう思いますか。



小・中・高等学校すべてにおいて、半数以上の子どもが「いじめはどんな理由があっても許されない」としているが、学年が進むにつれてその割合は減少する傾向が見られた。

「わからない」「原因があれば仕方がない」との回答がある状況を受け止め、そうした子どもに対して「どんな理由があってもいじめは許されないこと」の意味が理解されるよう、個々の背景を十分踏まえつつ、教育活動の様々な機会をとらえて指導しながら、人権感覚を含む、心の教育を充実させる必要がある。

さらに、いじめの根絶に向けては、子どもたち自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、子ども同士が互いに声に出し、行動に示していくなど、いじめを容認させない風土づくりを進めていくことが重要であり、教職員には、道徳をはじめ、学級活動や児童会・生徒会活動等を通じて子どもたちにそうした気運を高めていくという大きな役割がある。

以上のことから、いじめを決して許さない学校づくりに向けて、次の(1)～(5)がポイントとなる。

学校全体としての指導と取組が必要

いじめを決して許さない学校づくり 学校体制・教職員の姿勢・学級経営

- (1) 学校体制の確立
- (2) 教職員の姿勢と学級経営の在り方の共通理解
- (3) 子ども一人一人を生かす教育活動の充実
- (4) 学校と保護者や地域との連携
- (5) 子どもたちの自浄力の育成

①学校体制の確立

いじめの未然
防止に向け、
学校全体で取
り組むことが
必要

教職員一人一人が、いじめの問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で子どもたちを見守っていく教育相談体制の充実を図るなど、学校体制を整備し、いじめの未然防止に努めることが重要である。

相談活動がし
やすい環境整
備

プライバシー
に配慮

いじめに発展
しそうなケー
スを早く見つ
ける

①教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり

- ・教職員自身が子どもから相談されやすいような信頼関係づくり
- ・教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
- ・相談室や心の教室など訪問しやすい環境づくり
- ・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり

②教職員の対応

- ・一人一人の子どもに対する共感的理解
- ・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
- ・子どもの身になって考えようとする姿勢

③多くの教職員で子どもを見守る

- ・積極的に情報を共有する場の設定
- ・養護教諭や、相談支援リーダー・パートナーとの連携
- ・副担任、教科担任、担任外教職員との連携
- ・特別支援巡回相談員や学びのサポーターとの連携
- ・委員会指導者や部活動指導者との連携

④教職員間の連携

- ・若い教職員が気軽に相談できる雰囲気づくり
- ・多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり

⑤相談技術の向上

- ・校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

⑥スクールカウンセラーとの連携

- ・相談のあった子どもの支援についての連携
- ・スクールカウンセラーを活用した子ども理解に関わる研修の実施
- ・スクールカウンセラーを活用した教育プログラムの実施

②教職員の姿勢と学級経営の在り方

好ましい人間関係づくりと学級集団づくり

子どものよさを見つけ、認め、褒める

教職員自身が、子どもたちから信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。

好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくうことから、子ども一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にすることが大切である。

①教職員としての基本的な姿勢

- ・正義や真理を大切にする姿勢
- ・不正義に対する毅然とした態度
- ・子ども理解に努める姿勢、実行力

②子どもを見る教職員の力

- ・子どもたちとふれあう機会や対話の重視
- ・子どもたちの小さな変化を見逃さない感性
- ・学校生活の中から子どもたちの関係を見抜く洞察力

③担任としての学級経営の心構え

- ・子どもと担任の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- ・すべての子どもが自分の居場所を実感できる学級づくり
- ・どの子にも公平、平等に接する姿勢
- ・子どもたちが対等の関係で生活できる人間関係の構築
- ・学級の団結力を高める行事等への取組の重視

④思いやりの心をはぐくむ学級経営

- ・相手を受け入れ認め合える集団づくり
- ・発達障がいのある子どもの把握
- ・校内学びの支援委員会の有効活用
- ・弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

教職員の言動といじめ

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、次のことに配慮して指導することが必要である。

- ・教職員が特定の子をからかうことで、いじめを誘引することがある。
- ・全体での不適切な叱責が、他の子からのいじめにつながることがある。
- ・いじめの事実確認を全体指導の場面ですることが、いじめられている子を不安にさせ、二次的ないじめにつながることがある。
- ・大きな行事などの取組で多忙となり、教職員の気持ちにゆとりがなくなると、指導が行き届かず子どものわずかなサインを見逃してしまう場合がある。

一人一人を生かすために

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。

こうしたことから、すべての教育活動において、子どもたちが生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、子ども一人一人が他者への思いやりの心をもち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。

一人一人が充実感を味わう

①教科

- ・子どもたちの学習状況の把握と個々の状況に応じた授業の工夫
- ・学習形態の工夫（個人、グループ、全体）
- ・学業不振の子どもに対する原因究明や個別指導

自主性と主体性の伸張

②道徳、特別活動

- ・子どもたちの人間関係をつくる学習を重視
- ・集団のルールや人間尊重の気持ちをはぐくむ学習
- ・生命・命の大切さを学ぶ機会の充実
- ・自ら行動できるようにする活動場面の設定
- ・学級会での話し合いを活用した主体性の伸張
- ・社会性の育成（ロールプレイ、ソーシャルスキル、エンカウンターなどの活用）
- ・いじめについての経験談を聞く機会をつくるなど、ゲストティーチャーを招いた指導

個に応じた課題設定と目標の達成

③総合的な学習の時間

- ・一人一人の課題設定を大切にした活動を通し、子どもたちが主体的に学ぶ学習過程を構築
- ・体験的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
- ・地域、社会の人との関わりを大切にした学習の充実

4学校と保護者や地域との連携

「いじめの問題」は、単に子どもや学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくることが必要である。

開かれた学校 づくり

①保護者への説明

- ・学校の姿勢や考え方を示し、保護者の理解を得る工夫
- ・保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供

②家庭との情報の共有

- ・個人懇談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換

③地域社会との連携

- ・地域社会に呼び掛け、多くの人たちで子どもを見守る風土づくり
- ・日頃からの連携体制の充実
- ・子どもたちの校外生活の様子についての情報交換
- ・町内会や子ども会が主催する多くの行事の積極的な参加

5子どもたちに自浄力を付けさせる

子どもたち自身に「自浄力」を付けさせることは最も大切なことであり、子どもたちの自主的、主体的な活動が「いじめを許さない勇気」を育てるにつながる。まさに、「自分たちの学校を自分たちで築こう」とする気運を高めていくことが重要である。

子どもたちの 自発的、主体 的活動がいじ めを防ぐ

①児童会・生徒会活動

- ・リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
- ・いじめ問題を取り上げたり、標語や目あてを作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
- ・母校のよき伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成

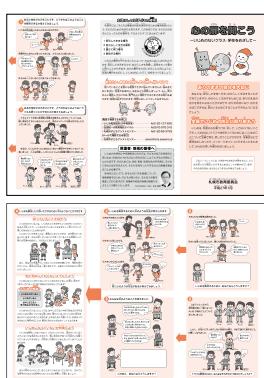
②部活動（クラブ活動）

- ・リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
- ・集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸張
- ・結果だけを目的にした指導（勝利至上主義）に陥らず、人間形成の場としての活動の位置付け
- ・保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
- ・活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫

③子ども向けリーフレット『心の扉を開こう』の活用

(第4章 P79~80の指導事例を参照)

- ・いじめのない学級・学校づくりに向け、子ども一人一人がどのように行動するとよいかについて考える学習
- ・子どもが主体となって取り組む事例の紹介



② いじめの早期発見

❶ 見えづらい「いじめ」

いじめは陰湿化しやすく、さらにいじめの巧妙化や擬装化等から発見は遅れがちになり、深刻化し解決しにくい状況となりやすい。いじめの早期発見は、子どもの不安や悩みを迅速に受け止め、早期の解決を目指すために必要である。

いじめ発見の
難しさ



早期発見の重
要性

早期発見することで・・・

- 不安や悩みを早急に受け止め、安心させることができる。
- 事態が軽微なうちに問題解決に向け、適切かつ迅速に対応することができる。

いじめの発見が遅れると、
事態が悪化する場合が多くなる。

いじめの発見
(対応)が遅れ
ると事態が悪
化

○ いじめの長期化・深刻化

- ・ いじめを正当化したり、容認したりする雰囲気が広がる。
- ・ いじめの内容がエスカレートし、犯罪化など深刻な状況になる。
- ・ いじめに加わらないと、自分がいじめられるという不安感が強まる。

○ いじめの連鎖

- ・ 関係する児童生徒が徐々に増加する。
- ・ メール等による誹謗・中傷のいじめでは、被害者が加害者になる可能性が高く、新たな事態が生じ複雑化しやすい。

②早期発見の取組

いじめの早期発見のためには、子どもとの信頼関係を築くとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの情報やサインを確実に受け止めるためのアンテナ網をつくることが大切である。

教職員のアンテナの感度を高め、アンテナ網を広げる

①教職員は子どもを見取るアンテナを高く、その感度を鋭くする

- ・教室の落書きや隣と机をあける行為など、どんな些細な変化でも、子どもの心や人間関係の現れと結び付けて考えてみることができる教職員のするどい感覚が大切であり、そうしたことが、いじめの早期発見につながる。
- ・教職員の感度が鈍くなってくると、見ていても、見えないことがある。教職員は絶えず子どもを見取ることができるように、自己研鑽する必要がある。

②教職員と子どもとの信頼関係を築く

- ・教職員と子どもとの間に望ましい人間関係を築くことにより、子どもが教職員を信頼して自分の苦しみを訴えることができるようになる。
- ・日頃から、子どもとの触れ合いの時間を多くし、相互信頼の関係を構築する。
- ・いじめは、表面化しにくいこともあることから、いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという基本認識を全教職員で共有化を図る。

③情報を受け止める教育相談体制や指導体制の整備と充実

- ・子どもや保護者からの相談や他の子どもやその保護者、地域住民等との対話を通じて、一人一人の子どもの状況をきめ細かに把握する体制を整備する。（懇親会や教育相談週間の設定、健全育成委員会の充実、P T A活動の積極的な活用等）
- ・いじめの訴えや相談があった場合は、どんな些細なことでも真摯に受け止め、すみやかに教職員相互で情報を共有化する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を図るなど、組織として子どもの悩みを積極的に受け止める教育相談体制の充実を図る。
- ・いじめ対策や教育相談等についての校内研修の計画的な実施と充実を図る。

④客観的な情報収集の工夫

- ・学校の実情に合わせた、いじめのサインを受け止めるためのチェックリストやアンケート等を活用し、定期的、継続的な調査の実施とその結果分析に基づいた計画的な取組を行なう。
- ・日々の学習ノート、班ノートや生活記録等の状況の把握をする。

3 いじめ早期発見のためのチェックリスト

子どもの発する言動等の変化を、いち早く把握することが、いじめの発見で重要なことである。教職員や保護者が子どもとの触れ合いの時間を大切にするとともに、いじめのチェックリストとともに日常的な観察を行なうことが、子どもたちの変容を見抜くのに有効である。

子どものサインを見逃さない

- 日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開くことのできる関係を築いていくことが大切である。
- 全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えずもち続ける。
- いじめる側、周囲の子どもが発するサインにも注意する。

いじめ発見のための観察のポイントの例

表情・態度 (保護者・教職員が活用)	<input type="checkbox"/> 元気がなく、落ち込んでいる <input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている <input type="checkbox"/> 顔色が冴えない <input type="checkbox"/> 表情が暗く、硬い <input type="checkbox"/> 沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である
学校内での様子 (教職員が活用)	<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである <input type="checkbox"/> 持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある <input type="checkbox"/> 教科書やノート等の持ち物がよく紛失する <input type="checkbox"/> 傷やあざ、鼻血を出した跡がある <input type="checkbox"/> 教職員から離れようとせず、何かを訴えたそうな行動をとる <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに一人でぼつんとしている <input type="checkbox"/> 保健室の出入りが多くなる <input type="checkbox"/> 休み時間に便所などに閉じこもる <input type="checkbox"/> 授業前ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない <input type="checkbox"/> 意見を述べると周囲から野次や奇声がとぶ <input type="checkbox"/> 勝手に席を替えられている <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする <input type="checkbox"/> 給食を食べ残すことが多くなる <input type="checkbox"/> 一人で掃除や片付けをしていることが多い <input type="checkbox"/> 生活ノートなどに不安や悩みを訴える <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる

集団の様子 (教職員が活用)	<input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ <input type="checkbox"/> 授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く <input type="checkbox"/> いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況が見られる <input type="checkbox"/> 掲示物や黒板に悪口の落書きがある <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかすグループがある <input type="checkbox"/> 失言を笑われる子どもがいる <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに、一人になてしまふ子どもがいる <input type="checkbox"/> 一人で掃除や給食の片付けをしている子どもがいる <input type="checkbox"/> あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度が見られる <input type="checkbox"/> おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況がある
家庭での様子 (保護者が活用)	<input type="checkbox"/> 朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を嫌がる <input type="checkbox"/> 学校行事に参加したがらない <input type="checkbox"/> 転校したい、学校に行きたくないと言いく出す <input type="checkbox"/> 自分の部屋でぼんやりしていることが多い <input type="checkbox"/> 余分なお金を欲しがる、家から金品を持ち出す <input type="checkbox"/> 人に物を貸すことが多くなる <input type="checkbox"/> 家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる <input type="checkbox"/> 学校であったことを話したがらない <input type="checkbox"/> 言葉づかいが荒くなる <input type="checkbox"/> 口をきかなくなる <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる <input type="checkbox"/> 友達が遊びに来なくなる <input type="checkbox"/> 友達が遊びに来ても居留守を使うことがある <input type="checkbox"/> 突然、友達に呼び出される <input type="checkbox"/> 寝つきが悪くなったり、寝不足が続いたりする <input type="checkbox"/> 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる <input type="checkbox"/> 不信な電話がかかってくる <input type="checkbox"/> 携帯電話やパソコンに嫌がらせのメールがある

子どものサインを発見したなら、直接その子どもから話を聞くなどして、慎重に事実確認を行うとともに、迅速に対応することが大切である。

4 いじめのサインを受け止めるための工夫

客観的な事実確認をするための一つの手立てとして、チェックリスト等を活用した情報収集が効果的である。

特に、子どもや保護者に調査する際には、調査の目的を示すとともに、プライバシーに配慮する必要がある。

① 教職員用チェックシート

年 組

年 月 日

記入者:

【授業中】

発言すると周囲から冷やかされることがある・・・Aさん
Bくん

グループで活動する際、一人になることがある・・・なし

【放課後】 (部活動)

一人で片付けなどをさせられている・・・Cさん

＜留意点＞

- ・定期的、継続的に調査する。
- ・複数の教職員で行う。
- ・結果については、学校体制の中で共有化する。
- ・調査項目については、子どもの実態に応じて検討する。
- ・調査結果については、取扱いに十分注意する。

②子ども用アンケート

年　月　日

学校生活アンケート

年　組　番　氏名

(どちらかに○を付けてください)

学校は楽しいですか・・・・・・・・【はい　いいえ】悩みはありますか・・・・・・・・【はい　いいえ】誰か相談できる人はいますか・・・・【はい　いいえ】

【自由記述】

<留意点>

- ・結果については、学校体制の中で共有化する。
- ・結果をもとに、速やかに個別の教育相談を実施するなど、悩みに対して早急に対応する。
- ・実施に当っては、個人のプライバシーに十分配慮する。
- ・記入に際し、自分の思いを素直に表せるよう配慮する。
- ・生活アンケートの中の項目にいじめに関する設問を入れるなど、調査内容をいじめに限定しないよう配慮する。
- ・調査項目については、子どもの実態に応じて検討する。
- ・調査結果については、取扱いに十分注意する。
- ・定期的、継続的に調査する。

③保護者が子どもを見取るチェックリスト

年 月 日

保護者各位

子ども理解のために

お子さんの気になる言動はありませんか？

改めてお子さんの様子を客観的に見取り、日々の関わりに御活用ください。また、何か気がかりな点などございましたら、お気軽に御相談ください。

- 衣服が汚れたり、破れたりしている
- 登校時になると身体の不調を訴える
- 余分なお金をほしがったり、持ち出したりする

- 成績が急に悪くなった

お子様のことでの気になることがありましたら御連絡ください。

＜留意点＞

- ・文書を発行する際には、事前に懇談会等をとおして保護者の理解を求める。
- ・家庭における子どもの日常の様子を観察してもらうための呼び掛けであるため提出を義務付けないが、この取組を通じて相互に連携が図れるよう工夫する。
- ・保護者から相談を受けた場合は、速やかに相談に乗るなど対応する。
- ・調査項目については、子どもの実態に応じて検討する。

③ いじめへの対応

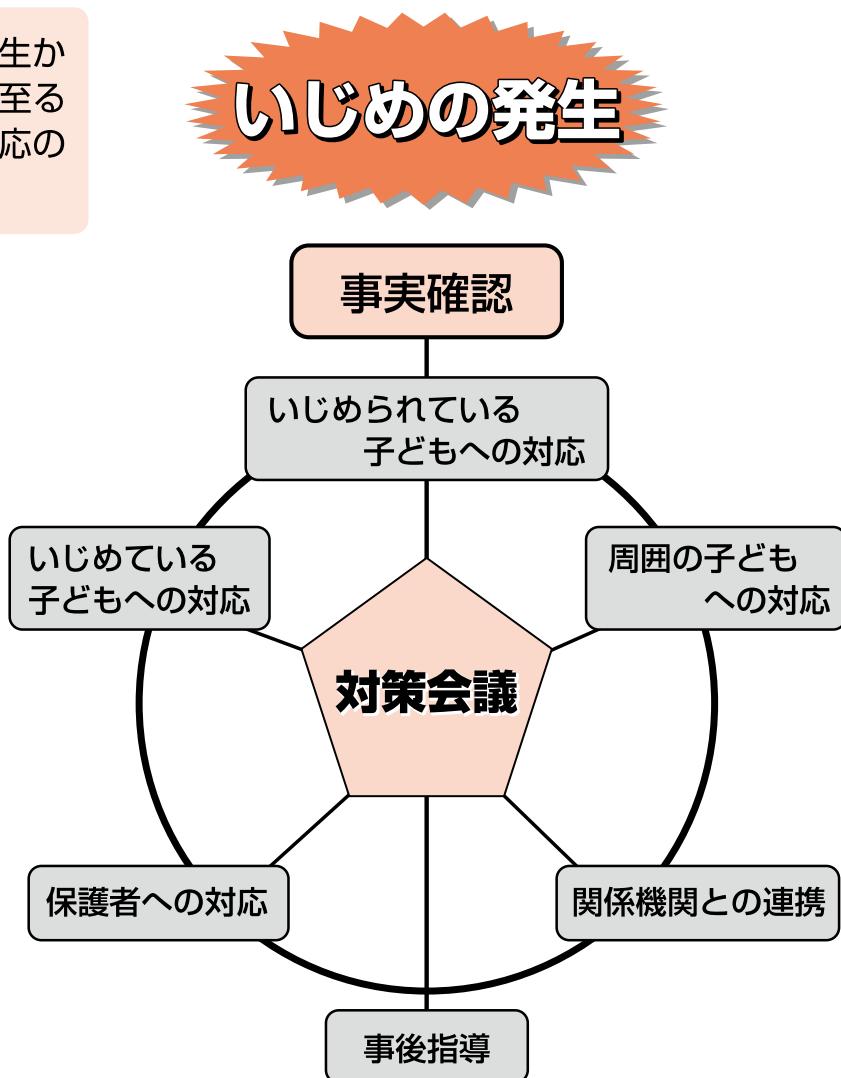
◆いじめが起こった場合の対応

いじめの発生に気付いた場合は、担任だけでなく、管理職はもとより教職員全員が連携して的確・迅速に対応する必要がある。

保護者との対応についても誠意をもって行い、問題解決のために信頼関係と協力体制の樹立により一層努めるようにする。また、いじめの状況によっては、関係機関との連携を図る。そして、いじめられている子どもを継続して見守るとともに、二度といじめを発生させない学級・学年・学校づくりを推進するようにする。

そのためには、対策会議を中心とした学校の組織的な対応が重要になってくる。

いじめ発生から解決に至るまでの対応のモデル



いじめの対応に当たっては、担任が一人で抱え込んだりすることなく、組織的に対応することが重要である。

学校体制としては、校長を中心とした対策会議において、今後の対応の方針や教職員の役割分担などについて、随時会議を開き共通確認しながら進めていく必要がある。いじめは、一旦解消したように見えても形を変えて再発することもあることから、こうした対応を継続していく必要がある。

1 いじめについての事実確認

いじめの問題を解決するためには、いじめに気付いた段階での正確な事実確認が重要である。

事実確認に当たっては、状況に応じ組織的に進めるとともに、事実を基に対策会議を開き、今後の対応方針等について共通確認する必要がある。

いじめた要因
について把握
する

子どもの心に
配慮して、丁寧に

信頼関係の大
切さ

対応方針を立
案する重要な
役割

①初期段階の事実確認

- ・いじめられている子どもの話を基に、いじめている子どもからも事情を聞く。その際、なぜいじめに至ったのか、その要因についても把握していくことが今後の指導のために大切である。
- ・事実確認の際に大切なのは、「何があったのか、なぜ、起きたのか」ということを明確にすることである。
- ・子どもの心に配慮し、じっくりと丁寧に聞き取り、真相を明らかにしていくことが大切である。
- ・周囲の子ども、保護者、他の教職員などからも情報を収集し、聞き取った内容の整合性を図る。

②事実確認の留意点

- ・聞き取りにおいては共感的な姿勢を基本とする。
- ・いじめている子どもが複数の場合は、複数の教職員で同時に事実と経過を聞き、状況を正確に把握する。
- ・事実確認と指導とは明確に区別する。
- ・いじめについて話すことをためらう子どもも多いため、聞き取った内容については秘密を守ることを約束する。
- ・周囲の子どもに事実確認をする場合には、いじめられている子どもやいじめている子どものプライバシーに配慮する。
- ・子どもたちや保護者との信頼関係を崩さないようにする。

③校内の指導・協力体制の確立・充実

- ・聞き取った情報を一元化する体制をつくり、対策会議において、学校として組織的な対応ができるようにする。
- ・対策会議では、どの教職員がどの子どもに対応するかなど、対応の方針や役割分担を共通理解する。
- ・対策会議は、状況の変化に伴い、組織的な対応をするため、必要に応じ隨時開くもので、対応の指令的な役割をもつ。

②いじめられている子どもへの対応

いじめられている子どもの立場で、共感的な理解に努めるようとする。特に、いじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、信頼関係を改めて築くことを大切にしていきたい。

いじめられている子どもに
必要な安心感

学校生活への
対応

長期的な支援
体制の確立

①共感的な理解の重要性

- ・いじめられている子どもの立場に立って、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞くようとする。
- ・いじめられている子どもと信頼関係ができている教職員が中心になって対応する。
- ・話した内容の秘密を保持することを約束するなどして、最後まで守ってくれる人がいるという安心感をもてるようとする。

②安心して学校生活を送るための対応

- ・場合によっては、別室登校（保健室等）も考えるなど、教職員全員の協力によって、問題の解決に当たる。
- ・子どもが心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーをはじめ児童相談所や警察など関係機関との連携も図る。
- ・いじめにかかわった子どもとの関係については、本人の意向を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努めるようとする。

③長期的な支援

- ・学習活動、児童会・生徒会、クラブ活動、部活動等の諸活動における具体的な行動のとり方について相談するなど、長期的な支援を子どもに約束する。
- ・問題が解決したように見えても解決していない場合やいじめが再発する場合もあるため、長期的に見守っていく必要がある。
- ・自分自身を見つめ直し、自信をもてるようにならわる。

子どもが安心して学
校に通える体制をつ
くりましょう。

子どもの思いを共感的に受け止めることが大切です。



相手の苦しみの理解

責任の自覚

温かい人間関係をつくる思いやりの心の育成

自分の行為をじっくりと見つめさせる指導が大切です。

③いじめている子どもへの対応

いじめている側の子どもには、相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導をする。

また、思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

①いじめられている子どもの気持ちを理解できるような指導

- ・いじめを受けた相手の精神的な打撃の深刻さに気付かせるとともに、人権を侵害する行為であることが認識できるようにする。

②いじめに至った要因を探る指導

- ・いじめている子の中には、「いじめないと自分がいじめられるからいじめる」という子もいる。いじめはどんな理由があっても決して許されるものではないが、いじめに至った要因まで掘り下げる把握することが再発防止の観点からも重要である。

③自分の行為を見つめ直させる指導

- ・いじめている子どもには、いかなる理由があっても、いじめは決して許される行為ではないことを理解させる。
- ・保護者や児童相談所・警察など諸機関との連携によって、いじめられている子どもや周囲の子どもに危害が及ばないように、時には毅然たる対応も必要である。
- ・自ら相手と話し合える場を設定し、本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努めるようとする。
- ・いじめに至った要因や背景について、深くその子どもの心情を探り、継続的に指導していく。

④温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

- ・思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
- ・所属意識や自己有用感が高まるように、校内外での諸活動等における具体的な行動の仕方について指導する。



いじめている子どもの行動の背景には、学校生活や家庭生活、友人関係など様々な要因が複雑に絡み合っていることがあります。

4周囲の子どもへの対応

いじめ問題への対応は当事者のみならず、周囲の子どもへの対応が重要である。

相手の心情を
思いやる指導

いじめの再発
を防ぐ共感的
な指導

再発防止に向
けた積極的な
取組

①いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる

- ・いじめはいつでも誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり見て見ぬ振りをしたりする行為は、いじめているのと同じだということを理解させる。

②再発防止に向けた指導を行う

- ・なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのか等、正義ある行動ができなかった自分を見つめることができるよう指導する。
- ・自分が標的になることを恐れるあまり、いじめをやめさせることができない場合もあることから、止める手立て等を具体的に示しながら指導する。
- ・いじめは決して許されない行為であることを理解させ、集団の中で勇気ある行動が取れるような正義感を培う。



必ず行うもので
はなく、必要に応
じて行う。

③学年集会や全校集会、保護者説明会を行う際の留意事項

- ・再発防止の観点から実施する。
- ・実施に当たっては、当該の子どもや保護者の了解のもとで実施する。
- ・いじめられている子どもといじめている子どもの立場やプライバシーに十分配慮し、二次的な被害が起こらないようにする。

⑤保護者への対応

学校は、双方の保護者と直接会って、事実とともに学校の指導方針も伝える。いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え協力を得る。

学校が主導し解決していく姿勢

子どもの心のケアが最優先

最後まで学校が主体となる動き

保護者と学校が一体となつた連携

【いじめられている子どもの保護者への対応】

保護者の心情を十分に理解するとともに学校の指導方針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとで信頼関係を作る。

①誠意ある迅速な対応

- ・いじめている子どもや、その他の周辺の子どもにどんな指導を行ったかを伝え、子どもが安心して学校生活を送れるような体制を作る。

②最終的には再発防止に向けた話し合いを行う

- ・いじめられている子どもや保護者の意向を尊重して、両者が話し合う場を設けるなどして再発防止に取り組む。



【いじめている子どもの保護者への対応】

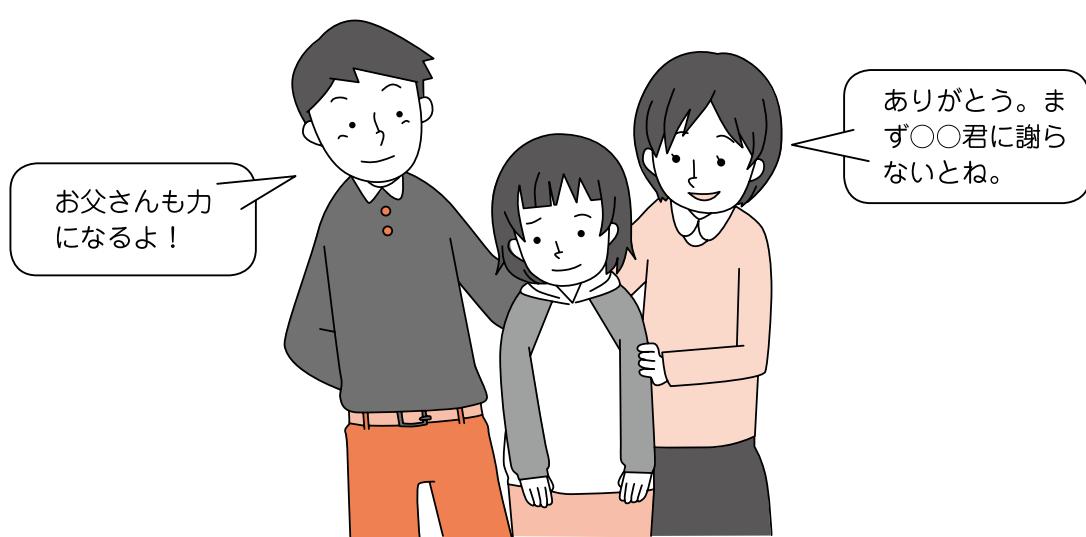
事実を正確に伝えるとともに、今後の子どものかかわり方について共通理解を図る。

①問題解決に向けた保護者との協力体制

- ・いじめられている子どもの苦しみや辛さを理解できるようにするとともに、今後の指導方針を伝え、再発防止に向けて協力を仰ぐ。

②再発防止に向けた対応

- ・いじめるに至った要因や背景について親子でじっくりと話し合う機会をもってもらう。
- ・いじめられている子どもとその保護者への謝罪などについて話し合う。
- ・子どもとともに保護者が問題解決していくように働きかける。



【保護者全体への対応】

- ・個人情報保護の観点を踏まえる。
- ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなどして、周囲の子どものみならず保護者全体への対応も行う。
- ・保護者集会を実施する際は、個人が特定されることのないように十分配慮する。

6 関係機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、更なる事態の悪化を防ぐために教育委員会と連携し、必要に応じ他の関係機関とも速やかに連携を図ることが重要である。

関係機関との速やかな対応

①教育委員会との連携

- ・事実関係を速やかに報告し、対応について協議する。
- ・他の関係機関と連携する際にも、必要に応じ協議する。

②警察との連携が必要なケース

- ・いじめがエスカレートし、暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求されるなど、犯罪の可能性が予測される場合。

③医療機関との連携が必要なケース

- ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している。
- ・極度の精神的なダメージを受けている。

④その他の関係機関との連携

- ・子どもや保護者への支援が必要と判断した場合、児童相談所、児童会館等との連携を図る。

7 インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめへの対応

携帯電話やパソコンによるメールやブログ等は匿名性が高く、自由に書き込みができることもあり無責任な内容になりがちである。また、いじめを発見することが難しく、書き込んだ人を特定しづらいなど対応に苦慮することもあり、不特定多数に同時に配信されることにより誰もが知り得ることから、被害が広がり重篤なケースとなることがある。

- 発見が難しいが、子どもからの情報を敏感に察知するなど、絶えず教職員がアンテナを高くし、情報収集に努める必要がある。
- インターネットによる誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、直ちに削除するなどの適切な処置を取る必要がある。

● インターネットや携帯電話による誹謗・中傷などのいじめが発覚した場合の、学校の対応手順例

- (1)事実確認し内容を保存するとともに管理者の確認をする
- (2)いじめられている子へ対応する
- (3)いじめている子の特定に努める
- (4)保護者への説明
- (5)関係機関と連携を図り速やかに書き込み等の削除依頼をする
 - ①管理者へ削除の依頼をする
 - ・保護者が管理者へ削除を依頼することが望ましい
 - *管理者とは、プロバイダやサービス提供会社と契約し、実際に電子掲示板などを作成・管理している者を指す。
 - ②直接、プロバイダやサービス提供会社に削除を依頼する
 - ③トラブルが発生した場合は、警察等に相談する
- (6)関係している学級や学年の児童生徒への指導



ソーシャルメディアや掲示板サイト、学校裏サイト等には、実名や学校名、顔写真等が掲載されたり、友人や先輩、後輩などの評判・誹謗・中傷等が書き込まれたりする。
こうした行為は、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損罪などの犯罪行為となる場合もあることを、必要に応じて指導する。

● 「情報モラル教育」を推進する

情報モラルについては、携帯電話やパソコンによるインターネットでのメールやソーシャルメディア等を使った誹謗、中傷が起きないよう、各教科をはじめ、教育活動の様々な場面で指導する必要がある。

①新たないじめへの対応

- ・教職員自身も新たな手法に対応すべく、情報を入手し、そのしくみを理解することが対応の第一歩である
- ・情報教育や道徳の授業で、モラルの向上を意識した内容を取り入れる

②携帯電話の扱いについて

- ・学校側から家庭にマナーの指導や使い方についてお願いする
- ・使い方については家庭において約束ごとを決め、家庭で困ったことがあった場合には、学校に相談してもらう
- ・保護者に対してマナー向上の啓発を促すような資料や情報を提供する

③パソコンの取り扱いについて

- ・家庭でのパソコンの管理を徹底するように、保護者に呼びかける
- ・保護者に対してフィルタリングソフトなどの活用を促し、有害サイトへの接続を防止するよう啓発する

④携帯ゲーム機の扱いについて

- ・携帯ゲーム機でもインターネットに接続することが可能であり、トラブルが発生していることを保護者に周知する
- ・保護者に対して、ネット接続時のパスワード導入を呼び掛け、子どもが保護者の許可を得て、インターネットに接続することについて啓発する

■参考

・警察庁「インターネット安全・安心相談」

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

(ソーシャルメディア等の削除や対策などが相談できる)

・一般財団法人日本データ通信協会「迷惑メール・相談センター」

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

(迷惑メールの対策などが相談できる)

・安心ネットづくり促進協議会

<http://www.good-net.jp/>

(スマートフォン利用のリスクと対策や無料出前講座等の情報が掲載されている)

◆教職員のこのような姿勢が求められます

いじめられている子どもへ



元気がないけど、何かあったのかい?

その後はどうだい?
嫌なことはないかい?

心配しないで。
必ず先生が守るよ。

いじめている子どもへ

相手の立場に立って
考えてみてください。

君自身、何か悩みがあるのではないですか。

これからは、
どうしていこうと思う?



日頃から子どもの変化を見逃さない心構え

いじめられている
子どもの保護者へ

学校が全力を上げて、お子さんを守ります。
すぐにいじめを止めさせます。

指導をしましたが、
その後いかがですか。

いじめている
子どもの保護者へ

お子さんがなぜこのようなことをしてしまったのか、一緒に考えましょう。協力してください。

その他の子どもへ



見て見ぬふりをすることはいじめていることと同じことです。

今度は止めよう。
みんなでいじめを許さない
学校にしよう。



同僚の先生方へ

心配な子どもがいるので、注意して見てください。

共通理解に立ち、学校体制で取り組みましょう。